

平成27年9月定例会 総務委員会（事前）

平成27年9月14日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

岸本委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の9月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 報告第5号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分<sub>の</sub>報告について
- 報告第8号 損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決<sub>の</sub>処分<sub>の</sub>報告について

【報告事項】

- 平成27年6月22日開催の総務委員会（付託）の検討結果について

鈴木警察本部長

私からは、6月定例会以降の治安情勢と主要施策の取組状況等について、御報告いたします。

県内における刑法犯認知件数は11年連続で減少していますが、本年は8月末現在で3,028件と、減少率が全国1位となった昨年同期と比べて0.3%の減少にとどまっており、ほぼ横ばい状態となっております。

交通事故の死者数は昨日現在で16人と、道路交通法が施行された昭和35年以降最少を記録した昨年同期から更に減少しています。

一方、高齢者を対象とした特殊詐欺につきましては、被害防止のための精力的な取組にもかかわらず、県内における被害件数は昨年を大幅に上回っているほか、ストーカー・DV等に関する相談も依然として後を絶たないなど、県警察が直面する重要課題は山積しています。それでは、主要施策として進める運営重点5項目について、御説明いたします。

第1は、身近な犯罪の徹底抑止です。

県内における本年8月末現在の自転車盗や車上狙い等の街頭犯罪の認知件数は911件で、昨年同期と比べて78件減少しており、空き巣や忍び込み等の侵入窃盗の認知件数は257件で、昨年同期と比べて58件減少しています。

この減少傾向を維持するため、引き続き、制服警察官によるコンビニエンスストアへの積極的な立ち寄り警戒活動や犯罪の発生状況等を分析した上での緻密なパトロール活動、安心メール等を活用した情報発信活動により、地域住民の自主防犯活動を支援するとともに、関係機関・団体等との連携によって社会全体の防御力を強化し、地域の犯罪情勢に即した総合的な犯罪抑止対策を推進します。

ストーカー・DV事案をはじめとする人身安全関連事案については、認知の段階で危険性や切迫性を見極めることが重要なことから、本部人身安全対策室と関係警察署が連絡を密にし、刑事部門をはじめとする関係部門とも連携を図り、被害者等の安全確保を最優先に、危険事態の防あつと加害行為の積極的な事件化を推進します。

県内における本年8月末現在の特殊詐欺の認知件数は51件であり、昨年同期と比べて21件増加しており、被害額については昨年同期と比べて約8,681万円減少しているとはいえ、約1億8,179万円を超える深刻な被害となっています。

このように、特殊詐欺の被害が増加していることから、県警察としましては、これまで以上に的確な情報発信や金融機関等と連携したセーフティーネットの強化等を図るほか、積極的にだまされたふり作戦を展開し、特殊詐欺被害から県民の皆様の財産を守り、安全安心を実感していただける活動を推進してまいります。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙です。

本年8月末現在、殺人、強盗等の重要犯罪の認知件数は30件、検挙件数25件、検挙率83.3%という状況です。

このうち、持凶器殺人未遂事件、現住建造物等放火・殺人・殺人未遂事件、わいせつ誘拐・監禁・集団強姦事件等の凶悪事件については、いずれも早期に検挙しています。

犯罪の早期検挙は、住民の体感治安の向上に直結することから、殺人、強盗等の重要犯罪はもとより、人々が身近に不安を感じる犯罪についても、迅速・的確な初動捜査を徹底し、早期検挙に努めます。

構造的不正に対する取組では、本年に入り、町長選挙や市・町議会選挙における公職選挙法違反事件を検挙したほか、破産管財人に対する贈賄申込み事件等も検挙しています。

政治、行政、経済に潜在する不正を摘発し、社会的公正の実現に寄与することは警察の重要な使命であり、今後も法と証拠に基づいて、構造的不正の摘発に努めます。

暴力団対策につきましては御承知のとおり、国内最大の指定暴力団山口組が事実上の内部分裂状態に入りました。過去、このような場合において、暴力団構成員等による対立抗争事件が勃発し、一般市民が巻き込まれて犠牲となる痛ましい事件が発生していることから、山口組及び山口組からの離脱の動きを見せている傘下組織に関する情報収集、関係箇所に対する警戒強化に努めているところです。

一方で、県内の暴力団勢力は本年8月末現在、4団体約230人を把握しており、全て山口組傘下組織に属しています。しかしながら、今後の離脱等の動向については、いまだ流動的な部分もあり、引き続き情報の収集分析に努めるとともに、不法行為があれば看過することなく迅速に検挙するなど、組織の弱体化、壊滅につなげていきたいと考えています。

また、危険ドラッグについては、昨年以降、医薬品医療機器等法や関税法が順次改正されたほか、本年7月1日には徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の改正条例が施行されるなど、規制が強化されました。こうした中、危険ドラッグの脅威が地下に潜り、更に拡散の様相をみせるなど、依然として厳しい状況にあることから、引き続き関係機関と連携した取締りの強化や、危険ドラッグの危険性について広報啓発を進めていきます。

第3は、交通死亡事故の徹底防止です。

県下の交通事故発生状況につきましては、昨日現在、死者数は昨年同期と比べて4人減少、人身事故の発生件数、負傷者数についても1割以上減少しています。

本年4月と7月には通死亡事故が月間ゼロとなり、6月中から8月中の82日間、交通死亡事故ゼロを記録するなど、道路交通法が施行された昭和35年以降、四国で初めての快挙となったところです。

しかし、本県ではここ数年、高齢者の年間交通事故死者数が全死者数の6割を超え、全国平均を上回っているなどの課題もあり、依然として飲酒運転による交通事故も発生しています。

県警察では、交通死亡事故の抑止を最重要課題と捉え、引き続き自治体、関係機関、団体と連携した総合的な交通事故防止対策を推進するとともに、交通事故の発生傾向と原因の精密な分析、飲酒運転や速度違反、横断歩行者妨害や交差点ルール違反といった悪質、迷惑、危険性の高い違反に重点を置いた取締りのほか、未組織高齢者に対する交通安全教育や交通規制、道路管理者と連携した交通環境の改善など、交通事故防止に実効性のある各種対策を推進していきます。

第4は、大規模災害等への徹底対処です。

南海トラフ地震をはじめとするあらゆる自然災害に対して、迅速かつ的確に対処できるよう装備資機材の習熟訓練、自治体や関係機関等と連携した災害警備訓練等を反復実施していきます。

また、伊勢志摩サミットを来年に控える中、シリアにおける邦人殺害事件等、テロの脅威が現実のものとなっていることを踏まえ、水際対策や重要施設の警戒警備等の警備諸対策を強化し、テロの未然防止に万全を期す方針です。さらに、自治体や自衛隊等の関係機関との連絡連携を緊密にするとともに、様々な事態を想定した訓練を重ね、テロ等、緊急事態時の対処能力の向上にも努めていきます。

第5は、組織基盤の徹底強化です。

限られた体制の中、第一線で勤務する職員がそれぞれの任務にまい進することができるよう、業務の合理化、効率化を徹底するとともに、若手警察官の早期戦力化、女性の視点をより一層反映した業務運営などの取組を進めます。

また、新たな形態の犯罪や高速道路交通網の整備、ITインフラの発達等により、ますます広域化・スピード化する犯罪、南海トラフ地震をはじめとするあらゆる自然災害に的確に対処できるよう、組織体制の不断の見直しにより、弾力性、機動性、専門性を備えた、県民が信頼を託すにふさわしい組織づくりを進めます。

以上、現下の治安情勢と主要施策の取組状況等について御報告いたしました。

県警察といたしましては、依然として厳しい治安情勢の下、全員が持てる力を十二分に発揮し、安全安心を誇れる徳島県の実現を目指してまいります。

委員の皆様方には、引き続き県警察に対する御指導ごべんたつを賜りますようお願い申し上げます。私からの報告とさせていただきます。

#### 久次米首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について報告させていただきます。交通事故が5件、捜査活動に伴う物損事故が1件でございます。

お手元の説明資料1ページを御覧ください。

交通事故の1件目は、平成26年11月29日、小松島警察署員の運転する捜査用車両が、交差点を左折する際に農業用ポンプに接触した物損事故でございまして、県の賠償金額5万6,268円と決定し、和解いたしました。

2件目は、平成27年3月10日、生活安全部生活安全企画課員が捜査用車両から降車するためドアを開いた際、ドアが風にあおられ隣の駐車車両に接触した物損事故でございまして、県の賠償金額5万6,257円と決定し、和解いたしました。

3件目は、平成27年5月9日、板野警察署員の運転する標識誘導車が、店舗駐車場入口に設置された高さ制限バーに接触した物損事故でございまして、県の賠償金額3万6,720円と決定し、和解いたしました。

4件目は、平成27年6月22日、刑事部捜査第一課員の運転する捜査用車両が駐車場で後退中、駐車車両に衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額10万4,593円と決定し、和解いたしました。

5件目は、平成27年6月30日、徳島東警察署員の運転する公用二輪車が、停止中の車両に接触した物損事故でございまして、県の賠償金額11万5,000円と決定し、和解いたしました。

説明資料2ページを御覧ください。

捜査活動に伴う物損事故は、平成27年4月29日、牟岐警察署に派遣された刑事部組織犯罪対策課員が押収したパソコンを搬送する際、路上に落として破損した物損事故でございまして、県の賠償金額2万1,168円と決定し、和解いたしました。

専決処分の報告は以上でございますが、県警察といたしましては、県民の皆様には交通事故の防止を訴えるべき警察官による交通事故は絶無を期すべきであると考えております。

そこで、車両の運転に不慣れであり運転技術が未熟と認められる若手職員による事故が多いことを踏まえ、警察学校等における訓練の強化をはじめ、各種会議や巡回教養を通じて交通事故防止に努めているところでありますが、依然として、安全不確認等による事故が散見されるなど、いまだ防止に向けた対策が不十分であり、反省すべきことと認識しております。

また、去る8月22日には、阿波市内の市道交差点において、幹部警察官が運転する公用

車両と女性が運転するミニバイクが衝突する人身交通事故が発生しました。女性は現在も入院治療が続けられておりますが、回復に向かっていると伺っております。心よりお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い回復をお祈りいたします。

職員による交通事故につきましては、当委員会からも厳しく指摘を受けてきたところですが、県警察といたしましては、職員による交通事故を組織全体の問題と捉えまして、引き続き、事故防止に向けた取組を進めてまいります。

#### 薄墨交通部長

私からは、6月22日に開催された付託総務委員会において、長尾委員から、運転免許の自主返納によるメリット制度の拡充状況、特にタクシー料金の割引について、警察からの働き掛けについての御提案のありました件についての結果を御報告いたします。

県下の交通事故発生件数が減少傾向の中、高齢運転者が加害者となる交通事故の割合は年々増加傾向にあり、高齢者の交通事故防止のため、運転免許の自主返納をしやすい環境整備が求められているところであります。

この度、委員から再度の御提案を受け、警察本部、各警察署から、既に実施していただいている海部郡内の7社を除く県下の全てのタクシー会社、事業所へ働きかけた結果、徳島県個人タクシー協会の全面協力が得られ、同協会加盟の59社全社が、9月11日からタクシー料金の1割引きサービスを開始、また、徳島県タクシー協会加盟の82社及び24事業所へも働き掛けを行い、一部のタクシー会社から料金割引の内諾を得ている状況であります。内諾を得ている一部のタクシー会社のサービス開始時期につきましては、協会との協議や運輸局への料金変更手続等、その準備が整い次第、順次実施していただくことを考えております。

今回、賛同を得られなかった業者からは、補助金でもなければ自社負担はできないとの意見もあるところから、今後、自治体への働き掛けも課題としつつ、メリット制度の充実に努めてまいりたいと考えております。

なお、9月11日から開始されている個人タクシーの料金割引サービスについて、マスコミへの広報のほか、県警ホームページに自動車の運転卒業支援という項目を追加し、県下で提供されているサービス一覧、事業者名や連絡先、サービス内容等を掲載し、県民への広報を実施しております。以上、御報告いたします。

#### 岸本委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

藤田委員

先ほど、本部長の方から報告がありました、また、最近よく新聞、テレビニュース等々で報じられております、指定暴力団山口組から関西を中心とする十数団体が合体をして新組織神戸山口組というのを発足させ、隣接する淡路島に拠点を置くということですが、この動きを巡り組織内の抗争というのが発展するおそれがあり、県民にとって大きな不安を抱えて広がっているという状況であります。今の県内の暴力団の勢力として、これも先ほど報告がありまして、8月現在で4団体約230名で、全て山口組ということですが、今回の分裂騒動を受けて、特殊な状況を見せている組でありますとか組員はいないのか、現状はどうなっているのか報告をお願いします。

鹿山刑事部長

指定暴力団山口組に関しましては、参加組織の一部が山口組から離脱しているものと認識しているところでございます。現在、警察では、これら団体、組織等からの情報収集、分析に合わせ、関係箇所等に対する警戒を強化しております。

本県の暴力団勢力につきましては、先ほど委員御指摘のとおりでございまして、その構成員は全て山口組になっております。現在、情報収集を強力にしているところですが、特異な動向については現在のところ把握しておりません。ただ、どういう情勢になるかわからないというのが現状で、強力な情報収集を進めているところでございます。

藤田委員

現在、情報収集をしているということですが、山口組が分裂をいたしまして大規模な抗争となって、本県でも違法事件が発生をしたという記憶がありますが、暴力団同士による殺人でありますとか傷害といった凶悪犯罪というのは、ここ最近県内ではどのような状況になっているのでしょうか。

鹿山刑事部長

山口組は、過去昭和59年から平成元年にかけて、四代目襲名をめぐる主導権争いがありまして、全国的な抗争がありました。県内でも昭和60年10月、山口組組員が、徳島市内に所在した暴力団事務所に向け拳銃を発砲する事件が発生しております。

また、その他の大きな事件としましては、平成11年9月に県内単一団体であった暴力団組織の内部抗争から、拳銃使用の殺人事件が発生しております。最近では、平成23年4月、これは個人的なトラブルが原因なのですが、組員同士の拳銃使用の殺人未遂事件が発生しております。

藤田委員

暴力団といえば、組員が事務所前でたむろしたり、街中をかつ歩してみんなの目をそらせようとするというような印象がありますが、最近では、そういった傾向が余り見られな

なくなったわけでございます。また、資金源活動としても、賭博や恐喝そして覚醒剤といったものから、特殊詐欺や窃盗など、およそ暴力団とは関係のないような犯罪に手を染めているわけでありますが、最近の暴力団の動向というのはどのような状況でしょうか。

鹿山刑事部長

暴力団に関しましては、暴力団対策法が施行された後、暴力団は組事務所から看板等を撤収したり、暴力団を示す名刺を使用しないなど、組織実態を隠蔽する傾向が非常に強まっております。また、資金獲得活動に関しましては多様化しております。覚醒剤、賭博等の伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、企業対象暴力に加えまして、その組織実態を隠しながら、建設業、不動産業、貸金業等への進出など資金獲得活動の多様化が図られているようです。

平成26年中の暴力団構成員等の罪種別の県内の検挙状況を見ると、覚醒剤、傷害、詐欺、窃盗、暴行、恐喝罪が上位を占めておりまして、これら情勢を踏まえまして、警察では、取締りを強化するとともに、暴力団排除活動と連動させた犯罪収益の没収・追徴等、暴力団の資金源により大きな打撃を与える取組を推進しているところでございます。

藤田委員

今回の分裂を受けて、県警察では情報収集をやっているということであり、県内の暴力団に対する警戒を強化していくというお話がございましたが、この不穏な動向があれば、県民に対しての情報提供、そしてまた一般市民が抗争等に巻き添えにならないように万全を期していただきたいと切に御要望するわけでございますが、県警察では、今後いかにして山口組の分裂に伴う抗争事件の抑止をはじめとする暴力団対策をどのように講じていくのかお伺いをします。

鹿山刑事部長

県警察では、山口組はもちろんでございますが、山口組から離脱した動きを見せている傘下組員に関しましても注視しているところでございます。

今後、一般市民が巻き添えになることを防止するとともに暴力団事務所周辺的安全確保をすることが大事だと考え、例えば、警戒要員の固定配置等も念頭に置いた警戒の強化に努めたいと考えています。

また、抗争事件の未然防止を図るためにも、山口組や離脱組織の構成員等に対する事件情報の収集に努めて、専制的な取締りを推進していく所存でございます。

なお、県民への情報提供についても、できるだけ早くやりたいと考えております。

藤田委員

県民の安全安心を確保するという事は、一番の大変重要なことだと思いますが、万一このような抗争情報がございましたら、県内経済にも大きい影響を及ぼすと思いますので、

万全を期していただくことを切に要望して質問を終わります。

#### 臼木委員

高速バスにおける交通安全対策についてお尋ねしたいと思います。本四連絡道の開通により、徳島県と本州を結ぶ県民の足は高速バスが大きなウエイトを占めています。年末年始や阿波踊りが開催されるお盆の時期、また、ゴールデンウィークなどは、JR徳島駅前や松茂町のとくとくターミナルといった高速バス乗り場は、帰省客や観光客で非常に混雑している状況です。これに対して、各バス会社は臨時便を出したり、増便するなどして対応していますが、大半の高速バス乗り場は一般道と接していることから、必要以上のバスの乗り入れは道路上の安全に支障を及ぼすものではないかと思えます。そこで私は、調査をし、事業者の皆さんからもお話を伺って、非常に危険が伴う問題でございますから、今日質問させていただきます。

高速バス松茂停留所の増便問題が判明した関係で、今、議論を呼んでいます。増便は利用者にとって利便性が向上し、非常に結構なことだと思うんですが、問題は、停留所の設置の収容力であります。安全確実な増便が可能かどうかと思ひ、調査をしてまいりました。特に述べるJR徳島駅前発の高速バスは京阪神方面が15分間隔となっており、松茂バスステーションでは、更に高松、広島、岡山方面などに加え、徳島バスや淡路交通の路線バスがあり、松茂バスステーションでの便の間隔は、3分から15分間隔となっております。高速バスは129便ございますし、路線についても9便あります。徳島－松茂間は非常に交通量が多く、JR徳島駅前発車の松茂到着時刻は定時定刻運行が困難であり、平日でも遅延は珍しくもなく、非常に利用者も頭を痛めているとお聞きしております。

また、繁忙期やゴールデンウィーク、盆、年末年始、年間数回の3連休、週末などは、定時便に加えた続行便2号車、3号車が3分から5分遅れで運行することが多く、時として危険なバスの団子状態の運行が現状であります。その上、路線バスでも時間帯によりますが、3台から5台のバスが団子状態で入る、4台目、5台目が国道の左端車線を塞いで、そこに一般車両や見送り車両が混じって混雑しているのが現状であります。

この状況は、徳島バスをはじめ既存事業者においての状況で、今回またその上に、新たに乗り入れをされようとしている某観光バス会社が、21便も増便申請をしているようにお聞きをしているところでございます。この状況は、とくとくターミナルで2バースしかなく、いつ事故があってもおかしくないというのが現状であります。厄介なのは、団子状態発生時間帯は季節や曜日、配列等が微妙に絡み、団子状態の発生時間が一定でなく、未然に対策を講じることは非常に困難なところであります。停留所の設置能力を議論する際、停車車両が最大時に停留所施設に収容力があるのか、私はあるとは感じておりませんが、また、最も大切な安全性が、特にとくとくターミナルで確保されるかどうか問われるべきであると思えます。

以上のことから、平日の一部時間帯を除き、上り便の現状以上の増便は安全上好ましくなく、最低でも二、三バースの増設が必要で、それまでの間は見送るべきと考えます。下



り便に関しては、現状でも多少増やしてもいけるのではと思ったところでございます。特に乗車する場合は、とくとくターミナルでも切符の拝見や大体大きなポストンバッグをお客さんは持っているわけございまして、非常に時間がかかるわけで大変な状況です。降りるときは切符を頂くだけですから、幾らか増便してもいけると思いますが、あそこは、二、三日前に調査もしてきたんですが、非常に危険極まりない場所でありますので、警察として規制をする権利を道路交通法にうたわれております。きちっとした規制をしていただいで、できるならば制御ができてから、バースが確保されたならばいいんでしょうが、事故につながるのではと心配しておりますので、警察の見解を伺います。よろしくお願ひします。

#### 時谷交通企画課長

高速バスの新規参入に対する、県警察の対応等についてでございます。

一般旅客自動車運転企業、いわゆる路線バス等の許可につきましては、道路運送法に基づきまして国土交通大臣又は、委任を受けた地方運輸局長が許可することとなっております。警察が許可するものではございません。

高速バスの新規参入等は委員御指摘のとおり、利用者の利便性向上につながる反面、交通渋滞等の原因となるおそれもあります。県警察といたしましては、警察庁と国土交通省との覚書に基づきまして、道路交通法上の支障の有無等の意見を求められた場合には、必要な調査を行いまして、意見書を提出するなど適正な対応に努めてまいりたいと考えております。

#### 臼木委員

あまり警察の方ではこれに規制することがないような答弁だったと思うんですが、規制するのは地方運輸局はもちろんでありますが、警察の方で事故が起きるかも分からないというのは規制をしていただく。3年ほど前にも調査させていただきましたが、平成24年6月に大阪バスという資本金2,000万円で、保有台数35台、従業員62名というバス会社が徳島東署に来られて、大阪から徳島に高速バスを乗り入れたいとの話があったんですが、これは県警察本部の方で規制をして、この話は消えたようになってるんですよね。ですから、本当に私が見た範囲では調査もしていただいたと思うんですが、とくとくターミナルのバス停は非常に危険極まりない上に、また増便となりますと、これは危険が増していくということになりますので、規制をお願いしたいと思います。

それと、高速バス乗車における交通事故等の今現在での発生状況についてお伺いしますが、県内高速バス乗り場及びその周辺における交通事故の発生状況について御説明ください。高速バスの乗り場が混雑していることに対して、一般の方から警察に110番通報や苦情の届出はないのでしょうか。

#### 時谷交通企画課長

高速バス乗り場等における、交通事故等の発生状況と苦情等の状況でございます。

高速バス乗り場及びその周辺における人身交通事故につきましては、昨年から現在までの間に J R 徳島駅前において 1 件発生しております。また、高速バス乗り場の混雑に関する一般の方からの苦情等の受理状況につきましては、交通渋滞や駐車違反等の 110 番通報、苦情等は把握はしておりません。

#### 臼木委員

今のところは 110 番通報、苦情はなく、交通事故も J R 徳島駅前以外ないということですから有り難いことですが、これからは増便、これ以上増えた場合は事故が発生するのではなかろうかと心配しておりますので、よろしくをお願いします。

次に、高速バス乗車における交通規制の状況については、先ほどおっしゃっていただきましたが、高速バス乗り場への乗り入れや管理運営などは国土交通省や自治体の所管ですが、交通の安全確保については警察の力が不可欠ですので、J R 徳島駅前については、県警察が必要な交通規制を行っていますが、その他のとくとくターミナルも含めて、高速バスの乗客の非常に多いところでの規制というのは今までやられていないということですか。

#### 時谷交通企画課長

高速バス乗り場等における交通規制の状況についての御質問でございます。

高速バス乗り場やその周辺におきましては、バスの停車に伴う交通渋滞や交通事故の発生等が考えられるため、交通の安全と円滑を図る交通規制が必要になることもあります。特に、先ほど委員の御説明にもありましたが、J R 徳島駅前は、本県の交通の要衝として、各種交通機関が集中しており、多数の利用者による混雑、道路の渋滞や交通事故発生の危険性が高いため専用の高速バスの停車場所を設け、バスの乗降場及び待機場等と指定する交通規制により、安全、円滑を確保しております。また、松茂町のとくとくターミナルの下り便乗り場では、乗り場前の道路を一般車両の通行禁止とする交通規制などにより、安全を確保しています。その他の乗り場につきましては、一般道路及び高速道路の本線以外に設けられた停留所であるため、現在のところ、高速バスを対象とした交通規制は実施しておりません。

#### 臼木委員

とくとくターミナルではやっていたいているということなんですが、本当に高速バス乗り場の安全確保に向けた関係団体との連携等について、高速バス乗り場の安全を守るために、県警察は国、自治体、業者らとどのような連携を行っているのでしょうか。また、高速バス乗り場の安全確保に向けた新規参入とかいろいろある路線、特に繁忙期は警察の規制が必要だと思います。特に、とくとくターミナルは、今40%のシェアを占めている状況に変化しているわけですから、しっかりとした規制をしていただくことを強く

望んでおきたいと思います。よろしくお願いします。

#### 達田委員

2点ほどお伺いしたいと思います。1点目は、子供の保護ということでお伺いしたいのですけれども、先日、大阪の寝屋川市で中学生の子供さんが悲惨な事件に巻き込まれて命を落とすという、本当にかわいそうな事件がございました。この内容を知るにつけ、やっぱり子供を持つ親御さんとか家族の方は、怒りでいっぱいと思うんですね。もう二度とこういう事件が起きてほしくない、誰もが願っていると思います。

ただ一方では、深夜の1時から5時という時間に、どうして子供が外に出ていたんだろうか、家庭はどうしていたんだろうかという御意見があるのも事実でございます。ですから、本当に家庭と町全体が子供を守るという体制がない限り、なかなか命が守れないというような残念な時代に入ってきていると思うんですね。そこで、徳島県の状況はどうなんだろうかと考えたときに、今は昔と違って、大阪のような大きな繁華街ではなくとも、非常に町が明るくなっているんですよ。ですから、子供が夜中に外出しようと思えば、外出しやすい環境にございます。コンビニもあちらこちらにありますし、夜中に何か食べたいな、飲みたいなと思ったら、すぐに買いに行けるという状況があるんですよ。ですから、何げなく行ったところで事件に巻き込まれる、そういう本当に悪い人がいた場合に危険性が大きくはらんでいるわけなんですよ。ですから、そういう子供たちをどうやって守っていくかということが大きな課題だと思うんですけれども、今、徳島県で、そういう子供たちが深夜に徘徊していますよとか、あるいは警察としてパトロールをされていて補導しましたよという状況、今の状況はどうなんでしょうか。

#### 澤口生活安全部長

飲酒、喫煙、深夜徘徊等、その他自己又は他人の特性を害する行為をしている少年を不良行為少年と言います。その補導状況につきまして、深夜徘徊というのは、定義的に23時から午前4時までとさせていただきます。平成25年は2,802人で、うち深夜徘徊は1,577人で56.3%、平成26年は2,810人で、うち深夜徘徊は1,501人で53.4%となっています。平成27年8月末では1,294人で、うち深夜徘徊は672人で51.9%となっており、前年同期に比べて342人の減少をしております。

#### 達田委員

補導されるような子供さんの数もあるということで、やっぱり町が暗かった時代、私たちの時代では考えられなかったんですけれども、本当に夜中に出かけている。別に、全然悪気ないんですよ。補導されるような、悪いことをするようでない普通の子供でも外に出られるというような状況がありますので、しっかりと子供を守る体制を整えていかなければならないと思うんですけれども、この深夜の徘徊をする、あるいは外出しているというようなことで、春夏秋冬どういう時期に多いんでしょうか。

澤口生活安全部長

深夜徘徊は、平成25年は1,577人中283人で17.9%、平成26年は1,501人中214人で14.3%が8月に補導されております。今年は8月末で672人のうち127人が、やはり8月中の深夜徘徊で18.9%となっております、やはり8月が多い状況です。

達田委員

やっぱり、夏はお祭りとかもありますし季節的には出歩きやすい季節で、夏休みでもありますし、気持ちが緩んで外に出て行くということも多くなると思うんですね。そして、この大阪の事件だけでなく、今本当に悲惨な事件というのがあちらこちらでありますけれども、特にこの事件を受けました後、徳島県警察としてどのような対策をとろうということで、対応をされるように何か相談されたり、計画を持ったり、新たにこういう対策を講じましょうということがあれば、教えていただきたいと思えます。

澤口生活安全部長

県警察としましては、少年指導委員や少年補導補助員など少年警察ボランティアや防犯ボランティア団体等と連携しまして、夕刻から夜間等に街頭において、家出少年等の発見・保護活動及び不良行為少年に対する声かけ、補導活動を強化しております、深夜徘徊等を事前に防止する活動を展開しております。

そして、夜になりますと、警察官の活動によりまして、少年が集まることが多いコンビニエンスストアとか、不良行為少年を発見したときにコンビニエンスストアの方々に通報を依頼しております、特に深夜早朝の時間帯において制服警察官の立ち寄りを強化しております。

達田委員

パトロール体制を強化したという、人数を増やしたということはあるんでしょうか。

澤口生活安全部長

特別に、新たに増やしたということはありませんが、本年4月からコンビニエンスストアにおきましては制服警察官による立ち寄り、そこで食料品を買ってもよいということで、積極的なコンビニエンスストアへの立ち寄りを展開しております。今後ともそれらを含めた警ら活動を強化したいと考えております。

達田委員

私も同じような年代の孫がおりますし、下の子は小学1年生という小さい子もいるんですけれども、学校でかなり勉強をしてきたということで、絶対に夜に外に出歩いてはいけませんよというようなことのお話を聞いて、本当に子供たちにとっても大変なショックを

受けたようで、事件のことについてしばらく家で話しておりました。ですから、そういう教育をするということと、それから家庭だけではなかなか守りきれないということもありますので、地域の力も借りながら防いでいくということが大事だと思うんですけども、地域のいろんな組織がありますが、その組織と連携して子供を守りましょうというような体制を整えることが大事だと思うんですけども、そのために何か既に対策をとっておられるのでしょうか。

#### 澤口生活安全部長

まず、子供さん方自らの防犯意識を高めるために、本県におきましては、ほぼ全ての小学校におきまして皆様御存じの「いかのおすし」、知らない人についていかない、知らない人の車に乗らない、大声を出す、すぐに逃げる、大人に知らせという、この「いかのおすし」を徹底いたしまして、防犯意識の向上を努めております。

また、既に行われている制度として御紹介させていただきますと、いわゆる子供を守る活動として子ども110番の家という制度がございます。それと、子ども110番の車といまして、運送会社の方々とかバスとか、そういう道を走っておられる車の運転手さんが徘徊している少年を発見した場合の110番をお願いしますということで、地域全体で子供の見守り活動を展開しております。

#### 達田委員

是非、子供たちの尊い命を守るということで対策を立てていただきたいんですけども、やっぱりパトロールというのは、警察官が行くのと一般の方が行くのとでは大分効果が違うと思うんですよね。ですから、そういうところに力を入れられるような人員配置を是非お願いしておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それともう1点なんですけど、先日、大洪水で大変な水害が起きました。連日、テレビの画面にくっついていような状態だったんですけども、関東一円で、鬼怒川はじめいろんな河川が氾濫して大水害、そして大洪水というようなことになると、ニュースとか新聞を見ましても警察官の方が非常に大変な努力といいますか、毎日毎日ですね、大変な思いを持って仕事をされてきたと思うんですね。救助とか捜索とか、また、昨日の報道を見ましても空き巣が次々と起きているというようなことで、後から後からいろんなことで、非常に大変な状況にあると思うんですが、私は、これはよその問題ではないと思うんですね。徳島県も度々水害が起きておりますし、また気象が変わってきて雨の降り方も変わってきておりますので、四国全部が同時にやられるというようなこともないとは言えないと思うんですね。だから、隣の県に救助を頼むというのもなかなか難しいということも有り得ると思うんです。そういう中で、こういう捜索、救助、それから交通の体制、安全に通れるようにするとか緊急輸送の対策であるとか、いろいろな仕事がありますよね。これ全部警察が関わってしなければいけない、中心となってしなければいけないということなんですけど、そういう大規模な災害のときの警察の仕事というのがやれるだけの人員が維持さ

れているのかどうか、これを私は大変心配なんですけれども、いかがなんでしょうか。

#### 逢坂警部部長

委員御指摘のとおり、関東におきまして甚大な風水害による被害が発生しております。警察の体制におきましては、現時点におきまして、一般職員も含めまして現体制で対応するというのが現状でございます。1,800人余りの警察官、職員で徳島県においては対応いたします。ちなみに、委員御指摘のとおり甚大な被害を受け、隣県でも大きな被災があるということになれば、当然警察庁の方の調整なりを受けますが、その被害を受けていないところからの警察官の派遣をいただくというようなことになろうかと思えます。

#### 達田委員

そういうことで、中国地方から来ていただくとかいうのも考えられると思うんですが、水害とかであちこちが浸水しますと、やっぱり地理を知っている方、その土地の警察官の方に対応していただくというのが一番迅速で分かりやすいんじゃないかと思うんですね。実は、徳島もあちこち度々浸かっていますよね。ある小松島市の方から言われたんですけども、浸かって道路が通れないと。ずっと車で行ったらエンジンが止まってしまうと。だから、早くここをストップさせて車が通れないように、う回してもらうようにしてくれと言っても、なかなか人がいないので来てもらえないということで、仕方なく、その辺の家の人が誘導したというお話を聞きます。やっぱりそれでは、本当に大災害が来たときにどうするんだろうという心配があるんですね。ですから、そういう災害に備えた人員の確保というのを、計画をきちんと立てていただきたいという思いがございます。それで、防災計画を見ましても十分なところが分かりませんので、また付託委員会で教えていただけたらと思います。いろんな仕事に対して、今現在どういうふうにして何人ぐらいいらっしゃるのかということをお知らせいただけたらと思いますので、資料を要求しておきたいと思えます。よろしく願いいたします。

#### 中山委員

先ほど鈴木本部長の説明の中にありましたように、本県の刑法犯の認知件数が減少傾向にあるということをお聞きして、徳島県警察の皆様、昼夜をいとわず少数で大変な御尽力をいただいておりますけれども、それにはお礼と敬意を表したいと思えます。しかしながら、県民の皆様、体感治安というのはなかなか減っていないのが現状ではないのかなと思えます。この原因の一つに、先ほど説明のありました特殊詐欺犯罪というのが減らない、8月現在で51件、昨年と比べて21件の増加で1億8,000万円余りの被害が出ていると聞いております。こうした中で、先日マイナンバー制度が制定されました。これまだ、県民の皆さん半数以上の方がその詳細を分かっていない。昨日の新聞にも載っていましたが、全国の自治体でも60%の自治体が情報管理に不安を感じているという記事が載っていたところであります。このマイナンバー制度が成立して、この半数以上の人たちがどうい

うものかというのを分かっていないという中で、それにつけ込んだ新たな詐欺というのが発生していくのではないかと考えております。

今年の5月に年金機構の個人情報流出して、年金機構の職員を名乗る者からの不審電話とか、そういうふうな特殊詐欺の多発が懸念されているところでもありますけれども、同じように、今後マイナンバーが流出すれば、同様の被害が発生するのではないかと非常に危惧をしております。そこでまず伺いたいのは、年金機構の個人情報流出に伴い、県内で特殊詐欺に関連した不審電話の相談件数や被害の発生件数はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

鹿山刑事部長

年金機構の個人情報流出事案に伴いまして、特殊詐欺に関連した被害は、県内では認知しておりません。

ただ、相談なんですけど、特殊詐欺に関連しているか否か判断できませんけれども、年金機構の職員を語ったり、若しくは年金情報が流出しているとの相談を計3件受けている状況であります。

中山委員

幸いにして被害がゼロで、相談件数もそんなに多くないということで安心しておりますけれども、政府は年金機構の情報流出を踏まえて、サイバー攻撃被害の監視対象を行政機関から独立行政法人や一部の特殊法人にまで拡大して、マイナンバー制度における個人情報の流出防止へ向けた対策を推進していると聞いておりますけれども、果たしてそれでマイナンバーが流出しないともなかなか完全だとは言えないのではないかとと思います。

また、買物時に個人番号カードを提示すれば消費税2%分の還付が受けられるような仕組みを財務省が検討しているというニュースを聞きました。そうしましたら、必ずそのカードを提示しなくてはいけないので、常に持ち歩かなければいけないということになります。そうなりますと、高齢の人に限ったことではないのですけれども、紛失とか盗難による被害も今後出てくるおそれがあるのではないかとと思います。そこで、いろんなケースが想定されていると思いますけれども、マイナンバーが流出して悪用された場合、どのような犯罪に使われると想定されているのかお聞きしたいと思います。

鹿山刑事部長

今、委員の方から御指摘のとおり、本当にいろんな犯罪が懸念されているということで、県警としては注目しているところでございますが、マイナンバー制度に関しまして、他人のマイナンバーを利用した成り済ましなどが懸念されるところであります。県警察としましては、同制度を悪用した犯罪が発生していないが、その状況を見極めて犯罪の予防と検挙に全力を尽くしたいと考えております。

## 中山委員

いろいろな特殊詐欺というのが減らない中で、それに加えてまた新たな犯罪というのも発生する懸念があるということで、今後、このマイナンバー制度も含めて殊詐欺を減らしていくために、寸劇とかもやって広報啓発活動をされていると聞いております。私も実際にその寸劇を見て、よく練習されているなと思っているところですが、なかなか減らない。強化されていると思いますが、今後、より特殊詐欺犯罪撲滅に対しての取組姿勢をお伺いしたいと思います。

## 近藤生活安全企画課長

マイナンバー制度につきましては、新たな関心事項であると認識しております。マイナンバー制度は、行政と税と社会保障、災害関連の個人情報番号を結びつけて効率的に管理する制度と承知しておりますが、今現在は同制度を利用した犯罪についてはいまだ確認されていないところです。ただ今後、マイナンバー制度という言葉、フレーズ、これを使いまして個人情報を引き出した上で、他の犯罪に利用されることも十分考えられるところでございます。

県警察では、引き続き危機感を持ちまして、新たな犯罪等に対して分かりやすい被害防止広報等の情報発信活動に努めるとともに、さらには関係機関と連携しまして、この犯罪被害抑止対策を強力に推進してまいり所存でございます。

## 中山委員

やっぱり粘り強く取り組んでいただくほかはないのかなと思いますけれども、いろんな犯罪を想定して、こういった考えられる想定を県民の皆様に紹介して周知徹底を図って、犯罪撲滅により一層の対策をとっていただくようお願いして終わります。

## 長尾委員

まず、冒頭に交通部長の方から、私が6月議会で再三要求した、高齢者の交通事故の防止のために免許証を自主返納した人に対するメリットをとということで、従来よりタクシー業界、会社、個人について、警察としてしっかりと取り組むべきだと取組状況をお聞きした中で、私も鹿児島県の視察でそのことを取り上げ、本会議でも取り上げ、その後も総務委員会でも取り上げたわけではありますが、なかなかできなかった。そのことを再三指摘をして、ただいま交通部長の方から報告があったとおり、個人タクシーによって県下全域でこの9月11日から実施をするという御報告がございました。これは、評価するものでございます。本当に御苦勞様と申し上げたいと思います。加えて、海部郡は海部郡のタクシー協会がいち早くこのことを実施しておったわけではありますが、県内の他の地域はできなかったというか、そういう動きがなかった。しかし、それは今、各署で取り組んでいるのかどうか、幾つかの地域で検討がなされているというような報告もございました。

ホームページに載せたりいろいろするというので、御努力していることが分かったと



ころでございますが、個人タクシーが県一本でやったというのは大変すばらしいわけですが、これは、やはり全県下のタクシー会社が各警察署、各地域の協会と話し合っ、実現できることが一番ベターなことであって、一般県民からすると個人タクシーだけでは分かりづらい。しかし、一歩前進であることは間違いない。そういう中で、県警察としては全県完全実施に向けて、いつ頃を目途に取り組もうとしているのかお聞きしたい。

#### 薄墨交通部長

タクシー協会加盟のタクシー会社、非加盟の各タクシー事業所、県下で113軒業者がございます。全て当たっております。その中で、賛同を得ている業者が12業者ございまして、その業者につきましては、先ほど申し上げましたとおり、運輸支局への申請、あるいは協会との話し合いを含めて、順次実施できるところからお願いしようという考えでございます。ただ、相手がございます。非常に難しいところと私は認識しております。完全実施については努力はしたいとは思いますが、いつというのは明示できません。引き続き一つずつ努力していきたいと考えております。

#### 長尾委員

確かに、完全実施に向けていつというのは難しいと思います。その中で、先ほど伺った何箇所かの地域は、どれくらいまでにできそうだというのはどうなんですか。

#### 薄墨交通部長

タクシー業者それぞれ事情があると思いますが、できるだけ早くお願いするというところで、こちら側としては働き掛けを引継いで実施したいと考えております。

#### 長尾委員

分かりました。いずれにしても、県の個人協会が実施をしたというのは非常に大きい。できましたら、このメリットを生かすためにも、自治体にもこれから働きかけるということですが、自治体だけではなく、鹿児島県では美容業界とか理容業界とか、平たく言えば散髪屋さんとか美容院とか、そういうところへ高齢者の方がタクシーで散髪に行ってもらったら散髪代も割引をする、美容院も割引をする。さらに、鹿児島県は温泉も多いから温泉の施設も割引をする、また高齢者がそういうメリットを利用して買物をしたり、そういったところでもメリットを付けるなど、様々なことが実証されておったわけですが、やはり、そういったところにも働きかけると。なかなか徳島県の公共交通機関というのが東京や大阪のようにあるわけではない中で、免許証を返納するということは本人にとっても大変な決断のいることであり、さりとて事故を起こしてはいけないということで家族で話し合う際にこういうメリットがあれば、「おじいさん、もうお返ししなさいよ」ということでいけるわけでありまして、こういった様々なメリット、サービスが相まって免許証の返納率が上がり、ひいてはその結果、交通事故、逆送するとか、そう

いったことがないようにしていくことが大事ということで、今後の県警察本部並びに各署の取組を期待したいと思います。交通部長も過去に署長のときに、そういったことに取り組んだという御報告が前回ございましたけれども、やはり、これは県警察本部が各署を指導し、各署が各地域のタクシー業界と粘り強くそのことを話をしていく。加えて、いろんな知恵を出していくということが大事ではないかと思しますので、更なる取組を期待しておきたいと思えます。

それからもう1点ですが、先ほど臼木委員の方から質問がございました、いわゆる繁忙期、年末年始、ゴールデンウィーク、お盆、そういったときにおける高速バスの交通事故対策、安全対策について懸念が今表明されたところでございます。最終的には、国土交通省地方運輸局が認可をするわけでございますけれども、認可は地方運輸局がする。しかし、地方運輸局の方から県警察に交通安全上の意見が求められた場合には、その理由や意見を言うというわけでございます。その中で、今回、現在のバス3事業者が実施をしている上に加えて、1社増便を申請しているということでございます。既に4便を増便したと。そのことに対する警察としての調査結果、どういう理由若しくは意見を言ったのか。今回更なる17便の増便をするという申請に対して、警察としてはどういう理由を言ったのか。それぞれは、地方運輸局で承認されたのかどうか。その辺のところをお聞きしたいと思います。要は、認可されたのか。認可に対して県警察はどういう理由、つまり大丈夫です、問題ありませんと言ったのか。何らかの意見を言ったのかお聞きしたいと思います。

岸本委員長

小休します。（11時48分）

岸本委員長

再開します。（11時49分）

薄墨交通部長

許可が下りているかについては、先の4便につきましては許可が下りております。あとの17便増加の件については、未確認でございます。

県警察として交通安全上の意見につきましては、必要な調査を踏まえた上で、とくどくターミナルにはブースが三つあったと思いますが、それにはみ出た状況、これに追加してもはみ出た時間帯で、はみ出た状況が出てくるおそれがないということで、交通安全上問題がないというふうに地方運輸局の方には回答いたしております。

長尾委員

先ほど臼木委員の方からは、松茂のとくどくターミナル西側のバス停については、あれは2バースでしたか。

（「そうです」という者あり）

今の答弁だと、3台止まっても問題はないと、こういうような話ですかね。もう一度確認してください。

薄墨交通部長

3台スペースがございます。

（「2台です」という者あり）

2台ですか。3台まで可能と。

（「いや、可能ではないでしょう」という者あり）

3台まで行くのは可能であって、それ以上来たら道路上にはみ出すというふうに。

（「2台を超えたらはみ出します」という者あり）

3台以上であったと認識しておりますが。

岸本委員長

小休します。（11時51分）

岸本委員長

再開します。（11時51分）

薄墨交通部長

失礼しました。2台止めて3台目が支障があるということで、申し訳ございません。

長尾委員

2台なんですよ、バースってというのは。それを3台と間違えるようではいけない。2台に対してどうなのかというと、さっき臼木委員も言ったけれど、今日は持ってこなかったけれど、お盆のときの混み合っているときの写真を見ると、2台止まって、3台目止まって、それでローソンの入り口が2か所あって、北側の入り口はローソンからやめてくれと言われていた。もう1台、4台目が道路に止まっているわけです。ローソンの1台、2台続いてその次、ローソンの出入口があって、もう一つ後ろの道路に実際は止まっている。通常バス1台で行くのを繁忙期は臨時便を出すから、2台が同じ時間に出発している。時間も同じ時間に着く。その上に4便増便して、それは警察は問題ないと許可した。許可したではなくて、問題ありませんよという意見を言った。今度は17便増加するわけですから、それが本当にいけるのかと。そこで警察は、もう既に意見は言ったと。その意見も、4便出したときの意見と同じ意見を言ったのかどうか。

薄墨交通部長

定時運行であれば、当然可能というふうに判断しております。支障が出れば必要な規制といったものも整理していきたいし、意見につきましては、交通安全上の支障がないよう

に配慮すべきというふうな意見は付け加えているところでございます。

岸本委員長

それでは、午食のため休憩いたします。（11時54分）

岸本委員長

それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。（13時03分）

質疑をどうぞ。

長尾委員

午前中写真を持っていなかったの、改めて写真をお見せするけれども、要はこのバスターミナルに先ほど3台とおっしゃったけど、ここは2台です。2台のところは3台が止まっている。加えて3台が止まっている後ろに、このローソンの北側出口に止められないから1台がここで待っておると。更にその後ろにも止まっている。こういうのが実態なわけです。これは、いわゆる繁忙期のことです。そこで、この問題を解決するために協議会が8月27日に持たれている。ここには国土交通省の徳島運輸支局、いわゆる認可をする支局、それから国土交通省の徳島河川国道事務所、県の県土整備部運輸戦略局交通戦略課、県警察本部交通部交通規制課、徳島バス、JR四国バス、本四海峡バス、海部観光、一般社団法人徳島県バス協会、こういうバス関係者の方々がこのことを検討されている。

確認しておきますけれど、私は何もバス事業者の立場で言っているのではなくて、この観光とか様々な理由で利用する県民の立場で言っているわけです。恐らく県民からすれば、多くのバス会社が参入して利便性が増えることは結構だし、そのサービスが増えるというのは結構なことだと応援しているんですよ。そういう視点に立って、要は本当にこれが安全に運行してもらいたいという思いで言っています。

先ほど、4便については警察は問題ないと言って徳島運輸支局の方に返事をしたと。徳島運輸支局は、これは認可はまだなんですか。認可したかどうか、もう一度確認します。

（「把握しておりません」という者あり）

まだ認可していないということですね。認可していない上に今度は17便、これを今度どうするのかっていう意見を求められているわけです。4便のときは問題ないという意見を言っている。今度の17便について、同じように問題ないという意見を徳島運輸支局に言うのかどうか、そこを聞きたい。これは徳島運輸支局に対してどう言ったとか、言うとか聞くつもりはないけれど、県民に対して、交通安全上の判断について警察はこう思っています、皆さんこういう問題がないので安心してくださいと言うのか。いや、こういう問題があるからどうするのか。当然、これは県の交通戦略課もそうですが、運輸支局が一番考えなければいけない。

例えば、東京では電車でも快速が出る。羽田空港から浜松町までノンストップで行くものもあれば、各駅で止まるものもあれば、幾つか止まる分もある。これだって、繁忙期に

徳島駅を出て大阪までノンストップで行くのか、いや、松茂で車を置いて乗換えの人のために松茂で止まるのか。こういったことも今はないかもしれないけれども、新たなバス会社が参入することによって、こういう協議も必要だと。さっき県の交通戦略課が来て、この前の協議会で、新たに参入する会社からそういったこともあり得るということで、警察の方もそういったことも検討をしなければいけないのかなど。新たに参入するのは、ローソンにその会社が交通誘導員を置いて、ローソンと話をしてその会社だけの団体バスを停車するところを確保するとか、そんな話も出たようだけど、様々な問題がある中で、認可するのは地方運輸局だけど、交通の安全場で意見を言うのは警察だから、警察の判断は大変大きい。バス会社も警察が決めるみたいなニュアンスを持っていて、これは地方運輸局が警察から問題ないという判断があれば、すぐに判子を押しますみたいな。どっちが許可するのか。あくまでも地方運輸局が許可して、警察は意見を言うだけだと。お互いが責任をなすりつけ合っているというパターンに陥りがちなんだけど、あくまでも確認するが、決めるのは地方運輸局。しかし、交通安全の専門家として意見を言うのは警察なんだから、やっぱり言った以上は責任も出てくる。そういう意味において、4便に出したときの警察の判断を、短い言葉で良いから県民に説明してもらいたい。それから、もう17便増便についての警察の意見。これをもう返事しているのなら、その返事の内容は私は聞かないけれど、県民に対する説明をお聞きしたい。

薄墨交通部長

前回の4便につきましては、必要な調査を行うとともに待避場の確保状況を含めまして、交通安全上支障ないと判断させていただきました。今回の17便の増便につきましては、まだ回答はしておりませんが、必要な調査を行いますとともに、協議会が開催されておる状況でございます。その検討結果を踏まえまして、慎重に交通安全上の支障の有無といったものを判断させていただきたいと思っております。

長尾委員

是非お願いしたいと思いますが、その協議会は県警はどちらかというところと正規のメンバーではなくて、オブザーバーという立場だから意見は言えないという姿勢でいるんですか。

薄墨交通部長

前回のときについては、具体的な回答は差し控えさせていただきたいと申ししたと思えます。オブザーバーとして必要がありましたら、必要な意見等についても述べさせていただきたいと考えております。

長尾委員

私は、しっかりとそういうところでメンバーとして、オブザーバーであろうがなかろうが、警察の意見は大事なんだから、そこに参加している徳島運輸支局や国土交通省や既設

のバス業者、申請中のバス会社やバス協会、そういったところに対し、警察が懸念を持つ、そういう視点をしっかりと言うべきだと思う。これに対して各関係者がどうやって知恵を出して、県民目線からすればより利便性ができて結構な話だと、しかし交通安全上こういう問題がある、バースの増設の問題もあるかもしれない。それは、バースの増設は国土交通省かもしれない。みんな嫌がるかもしれない。でも、本当にこれで良いのかと。だったら繁忙期だけは、バスのダイヤは知恵を出して考えるとか。これは、バス協会がバス事業者だけで考えて持ってこいという考えもあると思うし、一義的なバス事業者が仲良く話し合っただけで一番良いと思うけど、いずれにしてもバスの協議会があるわけだから、そこで警察として交通の安全確保の責任ある意見、最終的には徳島運輸支局に意見を言うというのは大事なことだと私は思う。私は、この問題についてはしっかりと警察の方から専門家として意見を言ってもらいたいということを要望して終わります。

西沢委員

今の件については、私も最近、1か月に2回くらい松茂のとくとかターミナルを利用してたので、普通するときでも3台くらい常時止まっていますよ。下手したら4台目が来ている。だから、ただ単に盆暮れとかそのときだけではなくて普通ときからかなり多いので、本当に盆暮れとかは大変な状態になるんだろうなというのは想像します。交通安全上で警察そのものも、しっかり独自の判断をしてほしいと思います。

それから、私の方からは、最近問題になりかけております自転車の安全な運転についてお聞きしたいと思います。現状は、自転車の運転で事故はどうなっていますか。

時谷交通企画課長

自転車事故の状況でございますが、本年8月末現在で409件、去年同期比マイナス75件でございます。全体の事故の約15%でございます。負傷者は407名、マイナス68名、去年同期比マイナス12%、死者は2名でございます、前年同期比マイナス1名でございます。

西沢委員

65歳以上の高齢者はどうですか。

時谷交通企画課長

65歳以上の高齢者につきましては114件で、全体の27%でございます。

西沢委員

最近問題になっていきます飲酒運転ですが、自動車は飲酒運転とか酒気帯びとか非常にシビアになってますけれども、自転車の場合も、飲酒による自転車の関連した事故はどんな状況ですか。

## 時谷交通企画課長

自転車の検挙状況のデータがありますので、説明いたします。今年8月末現在、自転車での酒酔い運転については2件でございます。

## 西沢委員

検挙というより取締りそのもの、自転車の飲酒運転はあんまりやっていないのではないかなと。だから、たまたま捕まったんじゃないかなという気はするんですけど、現実的に高齢者が多くなってきていると、今の若い人たちは小学校などで自転車の講習を受けていますよね。ですから、ルールなんかは覚えているかどうかは別として、一応勉強はしている。でも私も含めて、私は65歳になりましたけれど、高齢者の方が何か講習をやったときに行くというのは分かりますけれども、勉強している率は非常に少ないのではないかなという気がします。特に、高齢になってもう免許証は返納したと。そうしたら、もう足は自転車しかないという形でひよろひよろしながら自転車でいくとか、そういう状態もこれから多くなっていくんじゃないかなと思います。この際、自転車の講習そのものを、全県民ができるだけ受けられるような状態というのを作っていかねばと思います。特に、酒気帯びなどの飲酒運転で違反した方、当然これ自転車に乗って飲酒運転しますよね。そんなことから、やはり自転車の講習そのものも、例えば、ふだんの高齢者の会の際の講習もあるでしょうし、運転免許証のときの講習の中に入れ込んだり、又は違反者の講習のときにそういうのを入れ込んだりして、本当に自転車の乗り方をみんなが知って気をつけられるような体制を作ってほしいんですが、いかがですか。

## 時谷交通企画課長

自転車の講習開催の状況でございます。まず、自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進、指導取締り、自転車の通行環境の確立を柱とする総合的な対策に取り組んでおります。中でも安全教育、これは自治体や県教育委員会、老人クラブ等と連携して取り組んでおりまして、児童、生徒を対象としたスタントマンによる交通事故再現、それから全年齢層を対象とした自転車シミュレータを活用した教室、それから児童、高齢者を対象とした自転車大会のほか、運転免許更新時講習でも講習制度ができましたので、道路交通法改正等のそういう自転車に関する講習を行っております。その他学校、企業の交通安全講習、県警ホームページを活用した自転車の交通ルールも載せておりまして周知を図っているところでございます。

なお、自転車の交通安全教室の実施回数ですけれども、平成26年中が372回で38,091人、本年7月末現在で246回、27,549人に実施をして交通ルールの周知等を図っているところでございます。

## 西沢委員

徳島市内とか都市部では、ルールを守らなかつたら特に危険だから、みなさんきっちり

守っているだろうと思いますが、田舎の方へ行くほど、多分ほとんどルールは余り知らないし、守ってないというのがほとんどではないかと思います。

そういう高齢者が増えて危険性が増してくるという意味においては、まず先取りして田舎の方もきちんとルールを守っていただけるような、そういう仕掛けをしていく必要があると思います。運転免許の書換えとか高齢者の集まるところの講習をきっちりやって、まずルールを守っていただく。そのための違反の検挙までいったら厳しいかも分からないけど、最初は注意喚起のために指導していくということも、もっともっとやっていただきたいなというふうに思うんですが、いかがですか。

#### 時谷交通企画課長

委員御指摘のように、どこのグループにも属さない高齢者等に講習を受けてもらうよう、交通安全教育の機会の提供が重要であると考えております。そこで、警察の方では街頭活動や受持ち警察官の巡回連絡時におけるワンポイントアドバイス等警察部内における連携はもとより、自治体や関係機関、団体と連携した訪問指導活動や人が集まる場所や機会を積極的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育等、あらゆる機会を活用した効果的な対策とともに、県警ホームページや広報誌等の広報媒体を活用した積極的な指導、広報啓発活動を強力に推進しているところでございます。

しかし、警察が行う交通安全教室にも人的、場所的、回数的限界があることから、交通安全指導者となる者の育成、これに御協力を頂いているところでございます。今後も関係機関と連携、また警察の総力を挙げて、特に交通安全教育を受ける機会が少ない方を対象に、あらゆる機会を活用した交通安全教育を提供するとともに、県民の自転車安全利用意識の向上に向けた環境づくりについても関係機関と連携して取り組んでいく所存でございます。

#### 西沢委員

最終的に事故が起こらないようにするという事ですから、まずルールを守ってもらうと。それから、そのためには取締りをして指導していくと。検挙するんじゃなくて指導していくということ、もっともっと目で見える形でやっていただいたら、大分注目してくるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

#### 岸本委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（13時23分）



